

加入している公的年金制度の種類

3歳未満の児童を養育する場合に、受給者の加入している年金の種類に○をしてください。

姫路市にて把握している年金の種類と相違している場合は、後日確認のための書類(保険証写しまたは年金加入証明等)を求める場合があります。

受付印

児童手当 額改定認定請求書 兼 額改定届

(あて先) 姫路市長

提出年月日 令和6年10月2日

受給者	フリガナ	ヒメジ タロウ	
	氏名	姫路 太郎	
	住所	姫路市 安田4丁目1番地 姫路宿舎101	
		電話	090 - 1234 - 5678
職業	ア.会社員・自営・パート等 イ.公務員 (勤務先:) (電話:) ウ.無職		※3歳未満の児童を養育する場合のみ記入 ア.厚生年金保険 イ.国民年金 ウ.年金未加入 エ.その他 (※アのうち、以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。) () 私立学校教職員共済 () 国家公務員共済 () 地方公務員等共済

増額または減額の別 増額・減額

支給対象となる	今年度末時点で18歳以下の児童						
	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	同居 別居	別居の場合の住所	監護	生計関係
	ヒメジ サクラ 姫路 桜	子	R6・9・25	同・別 海外留学 (年月～)	神戸市南区海岸前 5丁目10番1号	有・無	同一・維持

同居・別居の別

児童と同居している場合は同一に○をしてください。

受給者と児童の住民票上の住所が違う場合は別に○をし、別居先の住所を記入してください。また、裏面備考欄に申立が必要です。※姫路市外に住民票がある場合は、児童のマイナンバーを申告していただく必要があります。

生計関係

児童が実子または養子の場合は同一に○をしてください。

実子・養子以外の場合は維持に○をしてください。実子または養子でない場合は裏面備考欄に申立が必要です。

事由	増額		減額		
	① 出生した。 2 監護するようになった。 3 生計を同じくするようになった。 4 生計を維持するようになった。 5 監護相当の世話をするようになった、及び、生計費を負担するようになった。 6 その他()		7 死亡した。 8 監護しなくなった、又は監護相当の世話をしなくなった。 9 生計を同じくしなくなった、又は生計費の負担をしなくなった。 10 生計を維持しなくなった。 11 児童福祉施設等へ入所した、又は里親等へ委託した。 12 児童と同居しなくなった。(単身赴任の場合を除く) 13 その他()		
	事由発生 年月日	・	確認書 有・無	被用区分 被・非	法第8条第3項適用 有・無
改定年月	・	より	市外児童住基連携 □ CS確認 □ 住登外・MN □ 住基連携		
算定基礎 児童数	→	人	入力 年月日	・	異動確認 備考
手当月額	→	円	認定番号		

※3歳未満の児童を養育する受給者で、ア.厚生年金保険に加入されている被用者について、姫路市が公簿で把握している年金の種類と相違があり、疑義が生じた場合は、後日、年金の種類を明らかにすることが出来る書類(健康保険証の写しや年金加入証明書)の提出を求める場合があります。

く 注 意

- 1 受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）または経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っている場合）のある18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に異動があり、その結果、児童手当の額が増減する場合に、その増減の原因になる児童について記入してください。
- なお、児童手当の額が減額する場合は、「監護」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
- 2 加入している公的年金制度の種別の欄は、3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について記入してください。
- 3 児童が海外に留学している場合は、「同居・別居の別」の欄の「海外留学」を○で囲み、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 4 「生計関係」の欄は次によって記入してください。
- ①「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
- ②「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 5 増額又は減額の原因となる児童の兄弟等欄の「監護相当」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 6 増額又は減額の原因となる児童の兄弟等欄の「生計費負担」の欄は、当該子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 7 「事由（増額・減額）」の欄は、次によって記入してください。
- ①増額は、「1」から「6」までのいずれか該当するものを○で囲み、「6」を○で囲んだ場合には、その理由を具体的に記入してください。
- ②減額は、「7」から「13」までのいずれか該当するものを○で囲み、「13」を○で囲んだ場合には、その理由を具体的に記入してください。
- ③事由発生年月日は、①又は②の事由の発生した年月日を記入してください。
- 8 この請求書には、児童手当の額が増額する場合には、増額の原因となる児童について、次の書類を添えてください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
- ①児童が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
- ②児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
- ③児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
- ④受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑤受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑥児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童の養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
- ⑦生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合には、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑧3歳に満たない児童がいる受給者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑨監護相当・生計費の負担についての確認書

児童と受給者の住民票上の住所が違う場合は、別居している理由、養育状況を記入してください。

備 考

しばらく妻の実家にて過ごすため、児童とは別居していますが、週末には会いに行っており、養育しています。